

平成 29 年 5 月 25 日

松野 博一 文部科学大臣殿

日本音声学会会長

今泉 敏

指導要領に定める英語音声教育実現のための提言：

「音声に関する科目の履修を英語の教育職員免許状取得の必須条件とすること」

外国語学習の目標であるコミュニケーション能力には、「読む」「書く」だけでなく「聞く」「話す」の技能が重要であり、「聞く」「話す」という行為は必然的に音声を伴うので、教える側に音声に関する十分な知識が必要であることに疑問の余地はない。

現行の学習指導要領を参照すると、小学校の外国語活動については音声面を中心とするよう明記されており、「外国語の音声やリズムに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り…」(小学校・第4章第2・1-(1))とある。また4技能の基礎的な育成が目標である中学校英語では「強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえ…」(中学校・第2章第9節第2・2・(1)ア(ア)及びイ(ア))とあり、言語材料として「現代の標準的な発音」「語と語の連結による音変化」「語・句・文における基本的な強勢」「文における基本的なイントネーション」「文における基本的な区切り」が挙げられている。さらに4技能の総合的な育成が目標である高等学校英語の必修科目である「コミュニケーション英語I」でも、指導に十分な配慮の必要な項目として英語のリズムやイントネーションが挙げられている(高等学校・第2章第2節2(2)ア)。

上記のような音声面の学習に際して、教員は単に英語の標準的な発音を生徒に示すことが出来るだけではなく、日英語の音声についての体系的な理解に基づいて適切な指導をする能力を有していなければならない。小学校英語においても、生徒が「体験的」に学ぶ日英語の音声の違いを将来のコミュニケーション能力につなげていくためには、指導する側の「体系的」な知識が不可欠である。また、文字が本格的に導入される中学校以降では、つづり字と発音の関係が複雑であるために生徒は英語発音に苦手意識を持つ傾向があるが、一見不規

則に思われる英語の音声にもいわば「音の文法」ともいえる一定の規則性が存在することに気づかせ、これを徐々に身に着けさせる必要がある。そして初めて生徒は既習の内容を超える音声的コミュニケーションを正しく行う応用力を得ることが出来るのだが、これを指導する教員は英語音声の規則性並びに例外の存在を十分に把握している必要がある。

しかしながら現行の教育職員免許法施行規則の下では、英語の音声について全く学習しないまま英語教員になることが可能となっている。第一章第四条・第五条の「教科に関する科目」としては「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」とあるのみで、「英語学」の具体的内容には言及がなく、「国語」については「国語学」（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）とあるのに対して、これは著しい不備と言うべきである。さらに、音声面を中心としているはずの小学校英語の指導にも、音声に関する知識は全く要求されていない。

文部科学省が定めている教育内容を実践するために不可欠な知識が、英語教育職員免許取得に要求されていないことは大きな矛盾と言わねばならない。

以上のことから、英語の教育職員免許取得のためには「音声学」「英語音声学」など、音声についての科目の履修を必須とすることをここに強く提言する。